

東北町子牛生産効率化技術導入支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼料価格の高騰やスモール牛の価格下落により深刻な影響を受けている畜産経営の安定化を図るため行う、受精卵を用いた良血統牛の導入に対し支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

本事業の交付に関しては、東北町補助金等交付規則（平成17年東北町規則第50号）及び東北町農林水産生産振興対策事業費補助金交付要綱（令和4年東北町告示第49号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請年度の2月末日までに供給を受けた別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、補助金の額が5万円を超えるときは、5万円を上限とする。

(補助金対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たす個人又は法人とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 家畜伝染病予防法に基づき、申請年に定期報告書を上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所に提出している者
- (3) 町税等を滞納していない者

(事業計画)

第5条 事業実施主体は、子牛生産効率化技術導入支援事業計画承認申請書（様式第1号）に以下の書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 予定経費の見積書
- (2) 同意書（様式第2号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、計画承認申請書の提出があった申請者に対し、計画の承認についての可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(事業実施主体の選定)

第6条 事業実施主体から予算の範囲を超えた事業計画の申請があった場合は、申請者数等に応じて補助金額の減額もしくは、抽選において決定する。

(実績報告)

第7条 交付要綱第9条の規定による報告には、次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 申請年度の2月末までに供給を受けたことを証明する書類
- (2) 補助対象経費の支払いが完了したことを証明する書類

(その他)

第8条 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、町長が別に定める。

附 則

この公告は、令和6年4月1日から施行する。